

第2章 各施設における取組事例

取組1 区画の床面を目立つ色で塗装

障害者のための国際シンボルマークを表示することに加え、床面全体を目立つ色（青色など）で塗装します。

【効果・特徴】

- マークの表示だけでは駐車すると隠れてしまうことから、床面全体を塗装することにより、心理的な抑止効果が期待できます。
- 比較的大きなコストを要しないため、小規模な施設でも取り組みやすいです。
- 施設管理者調査では、約68%（514施設中349施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約62%（388施設中239施設）が導入しています。

事例 トピレックプラザ（大規模の物販店・江東区）

【駐車場の概要】

全973区画 うち「障害者等用駐車区画」22区画

【具体的な内容】

- ・ 障害者等用駐車区画を、全面水色で塗りつぶしている。
- ・ 他の白線を塗る際に、あわせて施工した。

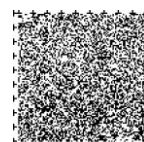
【導入前の利用者からの要望・苦情】

一般車がとめているという苦情があった。

【導入後の効果】

以前は月に数回程度の苦情があったが、最近はほとんど苦情がない。

床面を水色で塗装



取組 2

利用対象者を明示した看板を設置

障害者等用駐車区画付近の分かりやすい場所に看板を設置し、利用対象者を表すマークなどを明示します。

【効果・特徴】

- 利用できる人を明示した看板を設置することで、それ以外の必要のない人の駐車を抑止することができます。
- 比較的大きなコストを要しないため、小規模な施設でも取り組みやすいです。
- 施設管理者調査では、約64%（514施設中331施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約55%（388施設中214施設）が導入しています。

事例 東村山市子育て総合支援センター（官公庁）

【駐車場の概要】

全24区画のうち「障害者等用駐車区画」2区画

【具体的な内容】

各区画の間に、当該区画の利用対象者（障害者・内部障害者・けが人・妊産婦）を明示した看板を設置している。

【導入の経緯】

市役所本庁舎を新設する際、妊産婦がとめにくい、等の話があり、看板を設置したところ、一定の効果があつたため、子育て総合支援センターでも導入することとした。

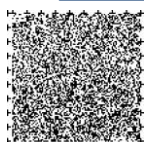
【導入後の効果】

特に苦情等はない。

【導入にあたっての留意点】

ドライバーから見えるよう、看板はできるだけ大きく、わかりやすい位置に設置した方がよい。

利用対象者を明示した看板を設置



取組 3

「思いやり駐車区画」の設置

障害者等用駐車区画とは別に、通常の駐車区画を活用し、車いす使用者以外の歩行に配慮が必要な方が利用できる「思いやり駐車区画」を設置します。

【効果・特徴】

- 妊産婦など車いす使用者以外の利用によって、広いスペースの必要な車いす使用者が利用しにくくなることが考えられますが、既存の駐車施設で障害者等用駐車区画を増設するには、新たにスペースを確保するため駐車区画の配置を変更する必要があり、物理的な制約や事業者の負担も大きくなります。
- 車いす使用者以外は、広いスペースを必要としないことから、障害者等用駐車区画とは別に、通常の駐車区画と同等の広さの区画を、「思いやり駐車区画」として定めることで、車いす使用者以外の歩行に配慮が必要な方が利用できる区画を増やすことができます。
- 利用者調査においても、約39%（513人中200人）の利用者が、通常の駐車区画とは区別された、優先的に利用できる区画があれば利用したい、と回答しています。

思いやり駐車区画とは

● 対象者

車いす使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な内部障害者や聴覚・視覚障害者、その他の障害者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊産婦など。

● 設置場所

可能な限り出入口に近い場所（障害者等用駐車区画に隣接した位置など）。

● 設置台数

各事業者の実情に応じて定める。

● 広さ

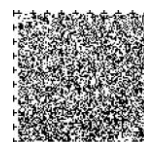
通常の駐車区画と同等（2.5m程度）。可能であれば3m程度とやや広めにする。

● 案内表示の設置

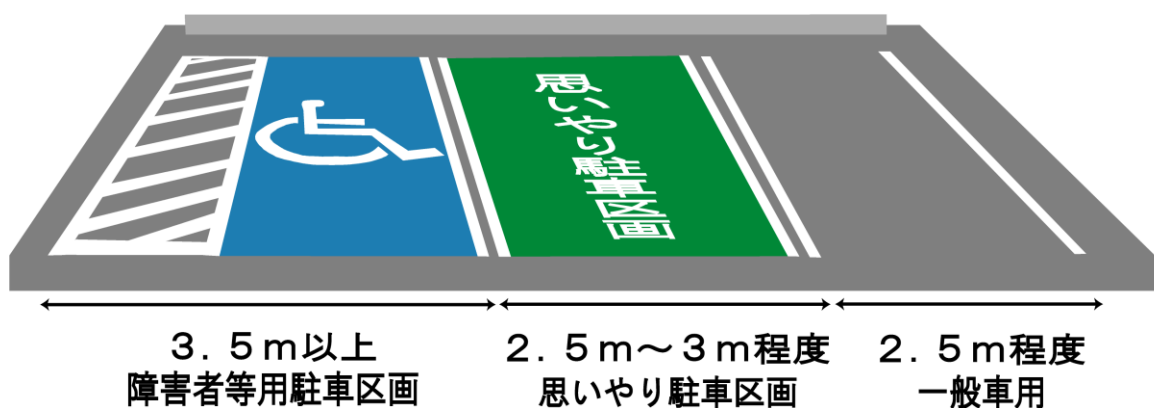
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。

● 区画の塗装

①「思いやり駐車区画」の文字を塗装する。②障害者等用駐車区画とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。③対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない）。



【思いやり駐車区画の例】



事例 町田市 市立施設等28か所（平成25年3月現在）

【駐車場の概要】

（例）市庁舎駐車場 全195区画 うち「障害者等用駐車区画」 5区画
うち「思いやり駐車区画」 5区画

【具体的な内容】

- ・「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、市が都市施設を設置するときは、思いやり駐車区画の設置に努めることとしている。
- ・障害者等用駐車区画は、障害者専用駐車場として運用している。
- ・思いやり駐車区画の対象者は、障害者、妊産婦・乳幼児連れの方、歩行が困難な高齢者、療養中・リハビリ中の方としている。

【導入の経緯】

平成18年に障害者等用駐車区画に駐車した妊婦と障害者でトラブルがあり、障害者以外の方についても優先駐車区画を設ける必要性が高まり、平成20年に導入した。

【導入後の効果】

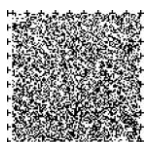
導入以降、要望や苦情等は発生していない。利用率は高く、満車になることも多い。

【導入にあたっての留意点】

対象者を示すマークや思いやり駐車区画の認知度向上などがこれからの課題。

思いやり駐車区画の取組例

利用対象者を示した看板



取組 4

誘導員や警備員による案内・巡回

誘導員や警備員を配置し、障害者等用駐車区画の利用者に対する案内や、巡回時の声かけなどを行います。

【効果・特徴】

- 利用者への案内や巡回時の声かけを行うことにより、必要のない人の駐車を抑止することができます。
- 利用者調査では、約48%（513人中247人）の利用者が、適正利用を推進するための対策として最も効果的と回答しています。
- 誘導員や警備員を新たに配置するにはコストがかかりますが、すでに配置されている施設では、運用（巡回の強化等）により対応できます。
- 施設管理者調査では、約34%（514施設中177施設）の施設管理者が、適正利用推進のための有効な対策と回答し、すでに実施している対策では、約38%（388施設中146施設）が導入しています。

カラーコーンを置く際の留意点

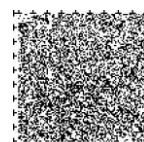
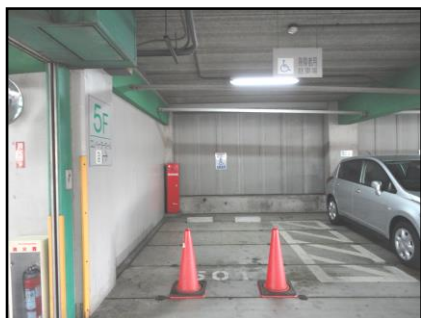
カラーコーン等を置いて場所を確保し、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も効果的です。

ただし、カラーコーン等を駐車区画の中央に置く場合は、すぐに移動できる体制の整備が必要です。

移動できる体制が整えられないときは、駐車区画の中央に置くのではなく、横のゼブラゾーンに置き、車いす使用者等が自動車から降りて建築物の出入口に至る動線に影響がない位置に配置しましょう。

（車いす使用者等にとっては、コーンを移動するのは困難な場合があります。）

○ カラーコーンを駐車区画の中央に置く ◎ カラーコーンをゼブラゾーンに置く



【駐車場の概要】

全437区画 うち「障害者等用駐車区画」15区画

【具体的な内容】

- 区画の中央にカラーコーンを設置している。
- 「ご利用の際は、駐車場管理室まで連絡して下さい。」と記載し、連絡先もあわせて記載した紙をカラーコーンに貼っている。
- 原則的に管理室に連絡をもらった後、警備員が取り外しに行くようにしている。
- 当初はすべての区画にカラーコーンを置いていたが、利用率の高い地下2階はその後撤去した。

【導入後の効果】

当初からカラーコーンにしているため、導入による効果は分からないが、連絡のあったときは速やかに取り外すよう運用しており、一定の抑止力になっている。

【導入にあたっての留意点】

- 地下4階など区画までの位置が遠いと、電話を受けてから警備員がコーンを取り外しに行くのに時間がかかってしまう場合がある。
- 連絡なしに自らコーンを移動して駐車している車両については、外見だけでは対象者が乗車しているのか判別が困難。

連絡先を明示したカラーコーン

